

第139回長崎県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和5年10月12日(木) 13:30~14:40
2. 通知年月日 令和5年10月3日(火)
3. 公示年月日 令和5年10月3日(火)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 3階 305会議室
5. 出席者(委員) 荒川会長、川崎委員、吉原委員、川本委員、持永委員、
金子委員、佐木委員
(事務局) 古原事務局長、丸田課長補佐、吉川係長
(漁業振興課漁業調整班) 本田参事、藤田主任技師
6. 議案
第1号議案 うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
その他 ①令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告に
ついて(報告)
②下りウナギの保護について(報告)
7. 議事

事務局長	ただ今から、第139回長崎県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 はじめに、荒川会長からご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局から報告願います。
事務局	本日は、岩岡委員が欠席されております。 委員7名が出席されており、出席者が過半数を超えておりますので、「漁業法第173条により準用する同法第145条」の規定により、この委員会が成立しますことをご報告します。 なお、本日は議案説明のため、漁業振興課漁業調整班 本田参事、藤

田主任主事が出席しておりますのでご報告します。

会長

それでは、これより、議事に入ります。

はじめに本委員会規程第9条第2項に従い議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、持永委員と吉原委員にお願いします。

本日の議案は、お手元の資料のとおり、

○第1号議案

「うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」

○「その他」

①令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告について（報告）

②下りウナギの保護について（報告）

となっております。

会長

それでは、第1号議案「うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

- ・ 県からの諮問文について朗読。
- ・ 資料内容について、漁業振興課漁業調整班から説明。

漁業調整班

- ・ 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について説明。
- ・ 漁業法改正により、全長13センチメートル以下のうなぎ（うなぎ稚魚）が特定水産動植物に指定され、令和5年12月から適用される。
- ・ これにより、県内養殖業者がウナギの稚魚を採捕するために、従前の「特別採捕許可」から「うなぎ稚魚漁業許可」に移行するもの。

会長

ただ今、事務局から説明がありました、「うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」をご審議願います。

ご意見、ご質問等ございませんか。

持永委員	県内では、どこでウナギ稚魚を採捕しているのでしょうか。
漁業調整班	県内各地の河川で採捕されていますが、例えば佐々町の佐々川、佐世保市の中尾川、雲仙市の小浜川のほか、五島市でも採捕されています。
会長	持永委員の地元でも採捕されていますでしょうか。
持永委員	私が小学生の頃までは湾内にいっぱいいましたが、最近は全く見なくなりました。
会長	他にご質問等ございませんでしょうか。
佐木委員	基本的なことで申し訳ありません。資料の7ページにあった、第1橋りょうとは、一番川下の橋のことでしょうか。
漁業調整班	一番下流にあたる、海に面した地点から一番目の橋りょうになります。
佐木委員	それでは、「第1橋りょうから下流で採捕する場合は、漁業権者の同意を得なければならない」とは、海側の漁業権のことを指しているのでしょうか。
漁業調整班	第1橋りょうから下流側が海面となりますので、海面の漁業協同組合の同意を得るということを条件としております。
佐木委員	ありがとうございました。
会長	他にございませんでしょうか。
川本委員	教えてください。ウナギの稚魚とは、何センチから何センチのものを言うのでしょうか。顕微鏡で見るようなものも稚魚ですか。
漁業調整班	ウナギの稚魚は、漁業法施行規則や県漁業調整規則で定義付けしておりますが、全長13センチメートル以下のウナギのことを指しております。

す。一般的にシラスウナギと呼ばれる、透明の爪楊枝サイズのものになります。

川本委員

もう一つよろしいでしょうか。13センチメートル以下のものの採捕に関する許可との説明でしたが、13センチメートルを超えるものは放流するということですか。間違っても持って帰ってはいけないということですか。また、大きさの監視は誰が行いますか。

漁業調整班

まず、21センチ以下のウナギは県漁業調整規則により採捕が禁止されています。また、13センチ以下は特定水産動植物に指定されています。そのため、13センチを超えて21センチまでのウナギは、県漁業調整規則により採捕することができないということになります。

会長

ご提案ですが、9ページの資料を用いてご説明をお願いします。こちらに、漁業許可と特別採捕許可や採捕サイズなどについて、制度が異なることが説明されています。こちらの説明をしていただいたうえで、管理主体が誰になるのかをご説明頂ければと思います。

漁業調整班

- ・資料9ページにより説明。
- ・13センチメートル以下のウナギについて、養殖用種苗として採捕する場合はうなぎ稚魚漁業許可が必要となり、試験研究目的等の場合は県特定水産動植物採捕許可と県特別採捕許可が必要となる。
- ・13センチメートルを超えて21センチメートル以下のものについては、増殖用種苗や試験研究目的等の場合は県特別採捕許可が必要となる。

川本委員

養殖用種苗を採捕しているときに13センチメートルを超えるウナギを間違えて獲った場合は、2つの許可が必要になるということですか。

漁業調整班

養殖用種苗を採捕する場合は、知事許可で、13センチメートルを超えるものを採捕してはならないということになります。

川本委員	13センチを超えるものが獲れた場合は、逃がさないといけないということですね、わかりました。それでは、その大きさの監視は誰がするのでしょうか。
事務局長	我々も同じような疑問をもち、検討しております。現行の県特別採捕許可で養殖用種苗を採捕していた方々に聞き取りを行ったところ、すべて13センチメートル以下の小さいものしか採捕しておらず、13センチを超えて21センチ以下のものは採捕していないのが実態とのことでした。そのため、我々としては資料のような整理をさせて頂いております。
佐木委員	基本的なことですが、増殖用とはどのような行為でしょうか。
漁業調整班	資源を回復することを目的として、放流用に採捕するものになります。
吉原委員	県内に5か所の養殖業者がいるとのご説明でした。養殖業者が養殖用として採捕する場合に許可することなのですが、養殖業者以外の方がうなぎ稚魚を採捕して養鰻業者に販売する場合は、県は許可しないということでしょうか。
漁業調整班	知事許可を出すのは、自らの養殖場に活け込む養殖業者である場合に限られます。それ以外の者で、養殖場に活け込むために採捕する方は認めない方針です。
吉原委員	志佐川ではうなぎ稚魚を採捕する者がおらず、全く事情が不明なためご質問しました。これ以上、議論しておくべきポイントがありますでしょうか。
漁業調整班	この度、漁業法が改正され、13センチメートル以下のウナギを許可無しに採捕した際の罰則が強化されることとなります。これまでも、県特別採捕許可という形で養殖用種苗が採捕されていましたが、引き続き養殖用として採捕するために、新たに知事許可漁業として13センチメートル以下の採捕禁止を回避するものとなります。内容的には、従前と

大きく変わるものではありませんので、漁業調整上の支障等は特段無いのではないかと判断しております。

吉原委員

わかりました。

川崎委員

9ページの資料に、注釈で「委員会指示河川（境川を除く）の場合は別途内水面漁場管理委員会の承認が必要。」と記載されていますが、これはどのようなことを意味しているのでしょうか。

事務局

ご説明させていただきます。まず、現在、県内6河川において、当委員会指示に基づく水産動物の採捕の制限を行っており、採捕しようとする者は、当委員会の承認を得るために、各河川で採捕承認証を入手する必要があるといった内容です。現状、境川以外の5河川においてはウナギを採捕禁止と定めていますが、境川についてのみ規定していません。

この資料を作成するにあたり、想定されることは記載する必要があると判断して、現実的ではないかもしれませんが、例えば川棚川で今後、養殖用種苗を採捕したい者が現れた際には、県のうなぎ稚魚漁業許可と併せて、川棚川の採捕承認証が必要になると整理したものになります。

会長

その他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

各委員

（意見等なし）

会長

他にご意見等もないようですので、お諮りします。第1号議案「うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

会長

ご異議ないようですので、第1号議案「うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」について、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

それでは、その他の件に移ります。①「令和5年度全国内水面漁場管

理委員会連合会総会報告について（報告）」を、事務局から説明願います。

事務局

- ・令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告について、概要を説明。
- ・令和5年度中央省庁提案行動結果について、概要を説明。
- ・併せて、令和6年度中央省庁提案項目のとりまとめについて、委員への照会状況等を報告し、今後のスケジュール等を説明。

会長

ただ今、説明がありました件に関して、ご質問等ございませんか。

各委員

(質問等なし)

会長

ご意見等もないようですので、次の議題に移ります。②「下りウナギの保護について（報告）」を、事務局から説明願います。

事務局

- ・下りウナギ保護について、平成31年2月27日開催第129回委員会の協議結果を受け、県内内水面漁協、振興協議会での取り組み（自主規制案（1.採捕期間の制限、2.下りウナギの再放流））を依頼。
- ・各河川における進捗状況を報告。

会長

ただ今、説明がありました件に関して、ご質問等ございませんか。

各委員

(質問等なし)

会長

その他の件として、事務局から何かございますか。

事務局

- ・志佐川内水面振興協議会採捕規程で導入予定の電子遊漁券の検討状況について報告。
- ・次回開催予定 年度末頃：KHVまん延防止委員会指示関係。

会長

委員の皆さまから何かございますか。

吉原委員 電子遊漁券については、私の方からも報告しないといけないと思っていたところですが。アプリの導入にあたっては、導入費用や手数料について開発会社と協議を行っているようです。導入には総会で議論する必要があるため、総会開催後に改めてご報告しようと思います。

会長 金子委員は何か情報をお持ちですか？

金子委員 私も吉原委員と同じ報告を、志佐川内水面振興協議会事務局より受けています。手数料については想定していなかったため、割高になった時に購入者が減ることを心配しています。

吉原委員 また、アプリを導入できたとして、遊漁者は利用しやすくなりますが、釣ろうと思ったアユがいなかった時のことが心配です。協議会事務局とも、大々的にチケットを売って、魚がいらないような事態は避けなければならないと話しています。最近では、遊漁者は時々見かけるぐらいしかいません。協力金としての収入の内訳は、かにかごとうなぎもどらず、あゆ釣りで年間10万円ほどです。アユのチケットを買った方は、釣れるものと期待して来るでしょうから心配です。アユがいなくなったいろいろな原因があるでしょうから、一つずつ原因を究明して、アユが多い昔の志佐川に戻れば良いなと思っています。

会長 ありがとうございます。この件については、今後とも調整が行われるとのことですので、何か進展があれば事務局はご報告をお願いします。

金子委員 一つよろしいでしょうか。先日、大分県のアユの養殖業者を訪ねました。以前、志佐川がアユを購入していた業者です。そちらによると、3月、4月に5、6センチメートルの放流用アユを生産するために、投餌を抑えて、成長を抑制しているとのことでした。もし、5、6月に放流するならその期間に餌を与えて、15センチメートルぐらいまで大型化することができるとのことでした。場合によってはそのような方法を試してよいのではないかと、地元では話をしているところですが。大きいアユを放流したほうが、釣れるようになるのではないのでしょうか。

会長 制度上の整理すべき点もあるかと思imasので、地元で良くご検討いただきますようお願いします。

吉原委員 以前より、志佐川ではカワウ対策としてテグスを貼っていますが、今年台風で破損したまま、修復ができていないとのことでした。アユのために修復するようお願いしましたが、今度は土木事務所との協議が必要になるとのことでした。

志佐川では毎年、稚アユを5万尾放流していますが、数を減らしても、大型化して放流したほうが、生残が良いのではないかと考えています。放流経費も掛かっていることですので、会計を管理している役場とも協議したいと思imas。今は基金から支出していますが、将来的には役場から補助を受けることになるかもしれません。税金の無駄遣いになることがないように、考える必要があると思imas。

会長 いろいろと難しい背景もあるようです。制度的な課題もあると思imasので、市や県ともよく検討いただきますようお願いします。

他に何かございませんか。

各委員 (質問等なし)

会長 他にないようですので、これをもちまして、第139回長崎県内水面漁場管理委員会を閉会します。ご審議ありがとうございました。